

石川県公報

平成 23 年 12 月 16 日

第 1 2 4 5 1 号 (金曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示

一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	1
救急病院の認定	(医療対策課)	2
県道の供用の開始	(道路整備課)	2
公 告		
予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	2
予防接種を行う医師に係る公告	(同)	3
大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課)	3
土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告	(経営対策課)	4

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課)	5
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同)	5
公安委員会		
石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		5
選挙管理委員会		
政治団体の収支報告書(平成22年分)の訂正願の要旨の公表		7

告 示

石川県告示第559号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県土砂災害情報システム機器 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成23年12月 1 日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社 富士通エフサス
東京都港区浜松町一丁目 5 番 1 号
- 落札金額
9,397,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成23年10月14日

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
ホールボディカウンタ 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

- 3 落札者を決定した日
平成23年12月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社
金沢市松島一丁目40番地
- 5 落札金額
38,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年10月25日

石川県告示第560号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
金 沢 有 松 病 院	金沢市有松5丁目1番7号	平成23年12月1日	平成26年11月30日

石川県告示第561号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成23年12月16日から平成24年1月6日まで縦覧に供する。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
城 山 線	七尾市藤野町イ6番9地先から 七尾市天神川原町ホ9番1地先まで	平成23年12月17日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告**予防接種を行う医師に係る公告**

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
猪 飼 純 市	県内全域	小松市下粟津町み1 社団法人石川勤労者医療協会 小松みなみ診療所
笠 原 文 和 小 林 眞	"	小松市八幡イ13番地1 財団法人北陸体力科学研究所 附属スポーツクリニック

牧野耕和 竹内伸司 藤井優佳 田谷正大 石川大和 杉本坪宏 大山田公 山田忠士 郎明	"	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団加賀白山会 板谷医院
高橋一郎	"	加賀市深田町55番地1 太陽けんこうクリニック
堀本孝士	"	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター
松寺直樹 池田倉英 大藤田倉徳 篠原崇志 山田秋も 太田直え 北田宗子 窪田欽徳 小田美也 柴山善幸 南文子 久住英恵 住健一	"	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う二類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
上野桂一	県内全域	金沢市小立野3丁目14番5号 上野医院

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターロッキー七尾店
七尾市古府町か11番ほか36筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ロッキー 代表取締役 谷内 博
鹿島郡中能登町能登部上ト部81番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ロッキー 代表取締役 谷内 博

鹿島郡中能登町能登部上ト部81番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年 8 月 7 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,110平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
132台
 - (2) 駐輪場の収容台数
23台
 - (3) 荷さばき施設の面積
120平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
42立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 8 時から午後 9 時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時30分から午後 9 時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 8 時まで
- 7 届出年月日
平成23年12月 6 日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
平成23年12月16日から平成24年 4 月16日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年 4 月16日
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成23年12月19日から平成24年 1 月24日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
八 田 土 地 改 良 区	八 田 東 地 区	換 地 計 画 書 の 写 し	金 沢 市 役 所

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画地区計画（副都心北部直江地区）	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成23年12月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
金沢都市計画用途地域（副都心北部直江地区）	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画特別用途地区（副都心北部直江地区）	〃
金沢都市計画高度地区（副都心北部直江地区）	〃
金沢都市計画道路 3・4・76号 近岡直江線	〃
金沢都市計画公園 3・3・12号 鞍月中央公園	〃
金沢都市計画下水道（金沢市公共下水道（西部処理区））	〃
金沢都市計画土地区画整理事業（金沢市副都心北部直江土地区画整理事業）	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第129号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月16日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）松任警察署管内の表243項を次のように改める。

243	野々市市役所前 交 差 点	野々市市三納1丁目1番地先 市道本町新庄線と県道矢作松任線との交差点	H 15. 9. 10
-----	------------------	---------------------------------------	-------------

別表第2（一方通行の指定）穴水警察署管内の表33項を次のように改める。

33	自動車専用道路 主要地方道 七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字越の原い字90番地2先から 鳳珠郡穴水町字越の原い字23番地3先まで (越の原インターチェンジ、流出ランプウ エイ)	約 160 メートル	終日	自動車	横田インター チェンジ方向から 越の原交差点に 至る方向
----	---------------------------	--	---------------	----	-----	---------------------------------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1029	市道1級幹線 9号本町彦三線	金沢市安江町15番52号先	瓢箪町方向から本町2 丁目方向への直進	自動車及び原動機 付自転車	7:00から 9:00まで
------	-------------------	---------------	------------------------	------------------	------------------

別表第11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

181	主要地方道 山中伊切線	加賀市水田丸町チ2番地1先から 加賀市水田丸町156番地5先まで	約 1,000 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	----------------	-------------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 穴水警察署管内の表47項を次のように改める。

47	自動車専用道路 主要地方道 七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字越の原1字90番地2 先から 鳳珠郡穴水町字越の原1字23番地3 先まで (越の原インターチェンジ、流出ラ ンプウエイ)	約 160 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車
----	---------------------------	--	---------------	----------------	----	-------

別表第13 (車両通行帯) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

5	主要地方道 山中伊切線	加賀市水田丸町95番地先 (柏野町方向から森町へ至る方向)			2	約 30 メートル
---	----------------	----------------------------------	--	--	---	--------------

別表第13 (車両通行帯) 穴水警察署管内の表に次のように加える。

10	自動車専用道路 主要地方道 七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字越の原3字35番地先から 鳳珠郡穴水町字越の原1字23番地3先まで (下り線)			2	約 1,400 メートル
11	自動車専用道路 主要地方道 七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字越の原1字26番地2先から 鳳珠郡穴水町字越の原3字74番地2先まで (上り線)			2	約 1,500 メートル

別表第18 (駐車禁止) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

145	主要地方道 山中伊切線	加賀市水田丸町チ2番地1先から 加賀市水田丸町148番地先まで		約 420 メートル	終日	車 両
-----	----------------	------------------------------------	--	---------------	----	-----

別表第1 (信号機の設置場所) 津幡警察署管内の表144の項を次のように改める。

144	削	除
-----	---	---

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表258の項を次のように改める。

258	削	除
-----	---	---

別表第4 (指定方向外進行禁止) 穴水警察署管内の表121の項を次のように改める。

121	削	除
-----	---	---

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書 (平成22年分) について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年12月16日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 政治団体の名称 自由民主党小松市支部
- 訂正した収支報告書 平成23年3月25日報告分

3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
2. 収入・支出の内訳中		
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費		
(ア) 組織活動費	10,298,226円	10,012,622円
(オ) 寄附・交付金		285,604円

4 訂正願受理年月日 平成23年11月24日